

湯梨浜町高齢者補聴器購入費助成事業



◆助成の目的

湯梨浜町では、聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、コミュニケーションが取りづらくなったことによる認知機能の低下や閉じこもりを予防し、積極的な社会参加および地域交流を支援するために、補聴器の購入費の一部を助成します。

補聴器と上手に付き合うことで「よい聞こえ」を維持し、家族や友人と楽しくコミュニケーションを取って、認知症やフレイル予防を積極的に行いましょう。

◆事業についてのご案内

○対象者： 次の①～③のすべてに該当する方

- ①湯梨浜町内に住所がある、満65歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
- ③両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の方、または40デシベル未満でも医師が補聴器の必要性を認めた方



○助成内容： 補聴器本体の購入費用の半額を、30,000円を上限として助成します。

助成を受けたことがある方でも、前回の助成金交付から5年を経過した方は、再度申請が可能となります。

※片耳、両耳を問わず上限は30,000円です。

※助成対象は補聴器本体のみです。その他の付属品や集音器は助成の対象外です。

※付属品や修理、メンテナンスは助成の対象外です。

※交付決定通知より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外となります。

○助成の流れ： 裏面に記載しています

○お問合せ先： 湯梨浜町長寿福祉課 長寿福祉係（羽合庁舎 別館1階）
電話（0858）－35－5379

申請から助成までの流れ

: 申請者が行うもの

: 町が行うもの

(1) 助成の申請

① 申請書の入手

申請書は、長寿福祉課（羽合庁舎別館 1 階）、東郷支所、泊支所、町ホームページより入手できます。

② 耳鼻咽喉科に受診する

耳鼻咽喉科に受診し、医師が補聴器の必要性を認めることを、申請書の「医師による証明」欄に記入してもらってください。

※受診料、文書料等の医療機関でかかる費用は自己負担です。

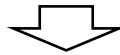
③補聴器販売店で見積書の作成

次に補聴器販売店に行き購入する補聴器を決定し、その店舗に、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

※この時点では補聴器は購入せず、必ず「(2)」交付決定通知書が届いてから購入してください。

④申請

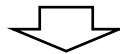
申請書に必要事項を記入の上、上記③の見積書を添付して、長寿福祉課まで提出してください。



(2) 助成決定の通知

申請内容を確認し、助成の可否を決定します。助成決定者には、交付決定通知書および助成金請求書を申請者に送付します。

※審査の結果、助成の対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知を申請者に送付します。



(3) 補聴器の購入・請求

①購入

「(1) ③」で決定した補聴器を購入し、店舗から領収書を受け取ってください。

※助成対象は、補聴器本体のみです。その他の付属品などは対象外となります。

※領収書は、本人氏名、購入日、購入品（型番）、購入金額、発行者、発行者印が入っていれば様式は問いません。

②請求

「(2)」で送付した助成金請求書に必要事項を記入・捺印の上、領収書および交付決定通知書の写しを添付して、長寿福祉課まで提出してください。

※請求は交付決定を受けた年度内に行ってください。



(4) 口座振込

指定された口座に助成金を振り込みます。請求書等の提出から振込までに、1か月程度かかる場合がありますので予めご了承ください。